

外郭団体に関する特別委員会資料

令和6年度

一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団

事業概要

健康局

目 次

I	財団設立の趣旨	1
II	財団の概要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設立年月日	2
4	基 本 財 産	2
5	機 構	3
6	職 員 数	4
7	役 員 等	5
III	定 款	7
IV	令和5年度事業報告	14
1	事業の概要	14
2	正味財産増減計算書	20
3	貸借対照表	22
4	財 産 目 録	24
5	事業別収入明細書	25
6	事業別支出明細書	26
7	財務状況（令和3年度～令和5年度）	27
V	令和6年度事業計画	28
1	事業計画	28
2	経営改善の取組み状況	32
3	予定正味財産増減計算書	34
4	予定貸借対照表	35
5	事業別予定収入明細書	36
6	事業別予定支出明細書	37
VI	令和5年度主要事業計画・実績比較表	38
VII	主要事業の推移（令和3年度～令和5年度）	39
	参 考 資 料	
1	施設概要	40
2	事業所概要	40

I 財団設立の趣旨

わが国における高齢化社会の進行は、世界にも例をみない速度であり、これに伴い、ねたきりや認知症高齢者等(*)への対応は、急務を告げています。

従来、介護サービスを必要とする高齢者や障害者の対応策としては、施設収容が中心に考えられてきましたが、これらの人々にとって社会生活から隔てられることなく、これまでと同様住みなれた地域社会で、近隣の人々とのふれ合いや助け合いの中で介護を受けながら生活していくことの意義や大切さが認識されつつあります。

しかし、一方で、かつて高齢者や障害者を支えてきた家庭や地域社会の相互扶助の機能が核家族化や価値観の多様化などにより低下してきています。

このため、医療と福祉の連携による在宅ケアに関する研究及び実践が緊急の課題となってきました。

以上の点から、地域医療を担う神戸市医師会、先駆的な福祉事業の開発や実践を行っているこうべ市民福祉振興協会並びに神戸市の三者が協力し、「財団法人神戸在宅ケア研究所」を設立することにいたしました。

当研究所は、それぞれの知恵と創意を結集し、在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とするケアのあり方やシステムについて調査研究を行うとともに、在宅ケア事業や施設運営などを実践することにより、神戸市民の福祉の向上に寄与しようとするものであります。

(※当初の痴呆性老人等という表現は、認知症高齢者等に変更しています。)

(昭和62年6月 財団法人設立趣意書)

「一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団」に名称変更

本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として、今後の事業展開が分かりやすく明確になるように、平成28年4月より一般財団法人神戸在宅ケア研究所から名称変更いたしました。

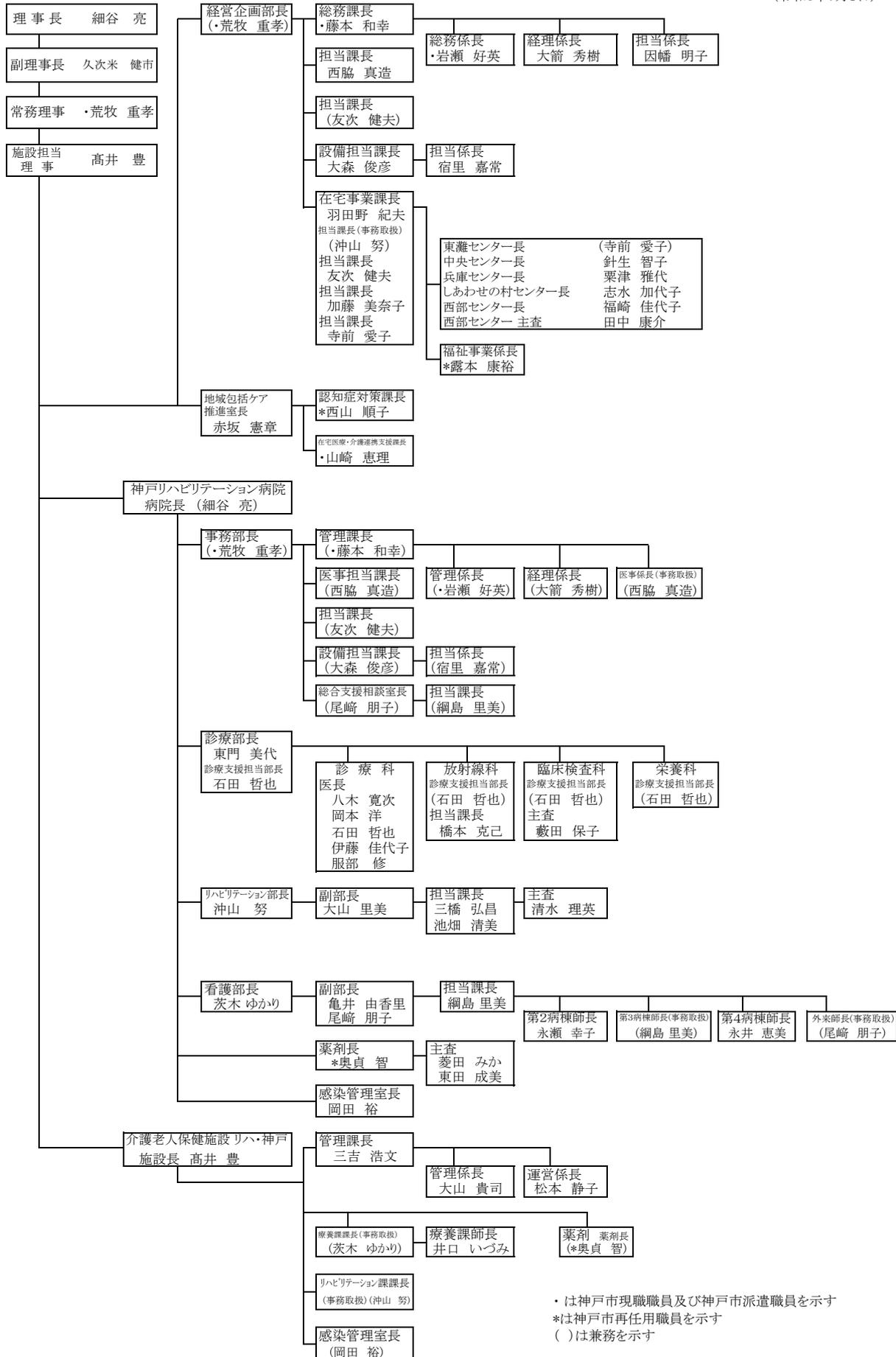
Ⅱ 財団の概要

- 1 名称 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団
- 2 所在地 神戸市北区しあわせの村1番18号
- 3 設立許可 昭和62年7月7日
設立登記 昭和62年7月13日
一般財団法人移行登記 平成25年4月1日
名称変更による変更登記 平成28年4月1日
- 4 基本財産 100,000千円

出捐者	出捐額
一般社団法人 神戸市医師会	45,000千円
神戸市	35,000千円
公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会	20,000千円

5 機構

(令和6年7月1日)



6 職員数（役員を除く）

（令和6年7月1日現在）

区 分	部長級	課長級	係長級	係 員	合 計
経 営 企 画 部	-	7 (1)	10 (2)	161	178 (3)
総 務 課	-	3 (1)	4 (1)	7	14 (2)
在 宅 事 業 課	-	4	6 (1)	154	164 (1)
地 域 包 括 ケ ア 推 進 室	1	2 (2)	-	27	30 (2)
認 知 症 対 策 課	-	1 (1)	-	14	15 (1)
在 宅 医 療 ・ 介 護 連 携 支 援 課	-	1 (1)	-	13	14 (1)
神 戸 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院	4	13 (1)	6	276	299 (1)
事 務 部	-	-	-	6	6
診 療 部	2	5	1	9	17
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 部	1	3	1	126	131
看 護 部	1	3	2	132	138
薬 剤 部	-	1 (1)	2	3	6 (1)
感 染 管 理 室	-	1	-	-	1
介 護 老 人 保 健 施 設 リ ハ ・ 神 戸	-	1	3	68	72
管 理 課	-	1	2	5	8
療 養 課 等	-	-	1	63	64
合 計	5	23 (4)	19 (2)	532	579 (6)

（注1）（ ）は、神戸市派遣職員数で内書（再任用を含む）

（注2）兼務は表に含まない。

7 役員等

(令和6年7月1日現在)

役職	氏名	現職名
評議員	入江 正一郎	北区医師会会長
評議員	岡田 司郎	灘区医師会会長
評議員	岡林 孝直	長田区医師会会長
評議員	小川 達司	中央区医師会会長
評議員	小野 一広	須磨区医師会会長
評議員	小原 一徳	神戸市副市長
評議員	加島 洋子	神戸市社会福祉協議会専務理事
評議員	久保 清景	垂水区医師会会長
評議員	是則 清一	東灘区医師会会長
評議員	橋本 信夫	地方独立行政法人神戸市民病院機構理事長
評議員	花田 裕之	神戸市健康局長
評議員	堀本 仁士	神戸市医師会会長
評議員	増井 裕嗣	西区医師会会長
評議員	水谷 肇	兵庫区医師会会長
評議員	百瀬 深志	神戸市歯科医師会会長
評議員	安田 理恵子	神戸市薬剤師会会長

(令和6年7月1日現在)

役 職	氏 名	現 職 名
理 事 長	細 谷 亮	神戸リハビリテーション病院 病院長
副 理 事 長	久次米 健 市	神戸市医師会副会長
常 務 理 事	荒 牧 重 孝	神戸在宅医療・介護推進財団 経営企画部長兼務
施設担当理事	高 井 豊	介護老人保健施設リハ・神戸施設長
理 事	山 本 満 雄	神戸市医師会看護専門学校 校長
理 事	仲 田 篤 司	こうべ市民福祉振興協会常務理事
監 事	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所所長
監 事	高 原 哲 夫	高原クリニック理事長

Ⅲ 一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービス（以下「在宅医療・介護」という。）についての推進を図り、もって、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在宅医療・介護に関する調査研究及び情報提供
- (2) 地域での診療の支援及び地域における医療・介護の向上のための人材育成
- (3) 在宅医療・介護に関する助言、相談及びプランの作成等その支援
- (4) 在宅医療・介護連携の支援に関する事業
- (5) 神戸リハビリテーション病院の管理運営
- (6) 介護老人保健施設の管理運営
- (7) 訪問看護・リハビリテーション事業
- (8) リハビリテーションの実践を通じた在宅医療・介護の推進
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条において規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くもの

とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員12名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を施行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第182条に基づく招集の通知は、理事長が行う。ただし、法令により招集の手続を省略することができる場合及び評議員が招集する場合を除く。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第17条 評議員会は、評議員の中から議長1名、副議長2名以内を選任する。

2 議長は、定款及び評議員会が別に定めるところにより評議員会を主催する。

3 副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指名されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

4 議長、副議長の任期は、評議員会が別に定めた場合を除き、評議員の任期の満了する時までとする。ただし、任期前であっても、評議員会は決議により議長、副議長を解任することができる。

（決議）

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 一般法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された2人が、記名押印する。

第6章 役員

（役員を設置）

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事会において必要と認める場合、副理事長1名、常務理事1名及び施設担当理事2名以内を選任することができる。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、常務理事及び施設担当理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定はこの定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

3 第18条第2項の規定にかかわらず、第3条の変更にかかる評議員会の決議については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上 謙次郎	今井 鎮雄	大林 良和	數岡 一吉
菊池 晴彦	久次米 健市	住谷 幸雄	武田 好弘
多田 安温	中西 光政	中村 三郎	林 省治
本庄 昭	村上 眞	森脇 潤	雪村 新之助

4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

笠井 隆一	上運天 英一	浪方 典宏	槇村 博之
南本 伸一	山本 豊城		

5 この法人の最初の理事長は笠井 隆一、同じく副理事長は槇村 博之、同じく常務理事は上運天 英一、同じく施設担当理事は浪方 典宏、山本 豊城とする。

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

長坂 肇	松山 康二
------	-------

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この定款の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券等	100,000,000円

IV 令和5年度事業報告

1 事業の概要

【収益事業】

(1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者の家庭・社会復帰を目的とし、リハビリテーションを主として医療・看護サービス等を提供する神戸リハビリテーション病院を運営した。

引き続き、急性期病院との連携による重症患者の受入れ、在宅復帰率の向上、リハビリテーションの充実に努めた。

また、病院建物が安全で快適な入院環境で使用できるよう計画に沿った保全工事を実施した。

[過去5年実績 新規入院患者数等]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
新規入院患者数	813人	799人	831人	859人	897人	病床数 180床
延入院患者数	58,743人	54,897人	56,879人	55,243人	56,438人	
1日平均入院患者数	160.5人	150.4人	155.8人	151.4人	154.2人	
初診患者数	699人	682人	774人	680人	697人	
延外来患者数	2,738人	2,668人	2,632人	2,664人	2,449人	
1日平均外来患者数	11.3人	11.0人	11.5人	13.8人	12.5人	

(注)延患者数は前年度から引き続き入院している者を含む。外来の1日当たりの患者数は、195日で算出

■内部障害リハビリテーションの推進

- ・今後、心疾患及び呼吸器疾患等の内部障害患者の増加が見込まれているが、民間の回復期病院では専門医が少ないことから患者の受け入れが進んでいないため、心疾患及び呼吸器疾患等の内部障害患者のリハビリテーションを実施し、再入院の防止に努めた。
- ・さらに、循環器内科専門医を配置し、心臓リハビリテーションの体制を強化した。

[過去5年実績 内部障害患者の新規入院患者数]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
心疾患	—	—	—	11人	26人
呼吸器疾患	—	4人	39人	29人	21人

[その他のリハビリテーションに関する支援]

- ・住宅改修助成事業に対する作業療法士の参加
- ・神戸市障害者更生相談所の補装具判定業務等に関する理学療法士の助言指導

(2) 介護老人保健施設の管理運営

病状が安定期にある要支援、要介護者に対して、看護・介護・リハビリテーションを中心にサービスを提供し、家庭復帰と在宅生活を支援する施設として介護老人保健施設リハ・神戸を運営した。

[過去5年実績 延入所者数等]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
延入所者数	29,449人	28,499人	27,868人	29,655人	29,288人	入所定員90人
1日平均入所者数	80.5人	78.1人	76.4人	81.2人	80.0人	
延通所者数	6,874人	6,230人	6,226人	6,544人	6,870人	通所定員30人
1日平均通所者数	22.4人	20.4人	20.3人	21.5人	22.4人	

(3) 在宅支援事業

ア 訪問看護事業

住み慣れた地域で療養生活の支援と介護者の負担軽減を図るため、市内4カ所で訪問看護ステーションを運営し、訪問看護及び訪問リハビリテーションを実施した。

[過去5年実績 訪問回数]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問回数 (リハビリテーション訪問回数)	61,716回 (12,834回)	60,050回 (12,189回)	58,103回 (12,762回)	54,757回 (12,999回)	54,426回 (14,798回)
東灘しあわせ訪看	13,011回	13,685回	13,254回	13,080回	12,794回
しあわせ訪看	17,850回	16,772回	16,222回	14,377回	14,964回
兵庫しあわせ訪看	12,914回	12,299回	11,570回	11,100回	10,880回
西部しあわせ訪看	17,941回	17,294回	17,057回	16,200回	15,788回

■ 医療的ケア児への訪問看護

- ・医療技術の進歩等を背景として、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する状態にある子どもの数が増えているが、地域の訪問看護体制が十分ではないため、小児の訪問看護に取り組んだ。

[各ステーションの小児訪問看護の状況]

	東灘	しあわせ	兵庫	西部	計
利用者数 (令和6年3月現在)	6人	7人	3人	26人	42人
利用者数 (令和5年3月現在)	6人	10人	2人	28人	46人
利用者数 (令和4年3月現在)	5人	11人	4人	24人	44人

- ・また、医療的ケア児が在籍する神戸市立学校園へ訪問し、医療的ケアを実施した。
- ・神戸市全体で小児訪問看護ができる看護師の増加、育成を目的として、令和4年7月に「小児在宅医療ネットワーク」を立ち上げた。小児訪問看護に取り組む看護師の悩みや課題の共有、事例検討などを通じて顔の見える関係づくりや小

児看護の知識・技術の向上支援に取り組んだ。

- ・さらに、同じ医療的ケア児を看護する他の訪問看護ステーションに同行し、技術指導を実施した。

イ 在宅介護支援事業

(7) 居宅介護支援事業（えがおの窓口）

介護保険制度におけるサービス利用計画の作成・相談及び要介護認定の申請代行の窓口として、市内4カ所で居宅介護支援事業を実施した。

[過去5年実績 ケアプラン管理延数等]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン管理延数	7,731件	7,956件	8,114件	6,598件	6,540件
東灘ケアプランセンター	1,289件	1,555件	1,632件	1,636件	1,686件
しあわせ訪問看護ステーション	847件	791件	771件	59件	—
兵庫しあわせケアプランセンター	1,865件	1,896件	1,875件	1,609件	1,504件
しあわせの村在宅支援センター	2,494件	2,516件	2,691件	2,496件	2,392件
西部しあわせ訪問看護ステーション	1,236件	1,198件	1,145件	798件	958件
更新認定調査件数	1,645件	1,290件	1,568件	1,534件	1,387件

※しあわせ訪問看護ステーション：令和4年6月休止、令和5年4月廃止

(4) 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするために、介護予防をはじめ高齢者の状態やその変化に応じた介護サービス、医療サービスまでの様々なサービスが切れ目なく提供されるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センターを市内3カ所で運営した。（神戸市委託事業）

事業内容

- ① 総合相談支援業務
- ② 介護予防に関するケアマネジメント業務
- ③ 権利擁護支援業務
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

[過去5年実績 相談延件数等]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延件数	25,089件	13,458件	12,665件	14,770件	16,106件
魚崎南部あんしんすこやかセンター	6,381件	4,370件	4,703件	5,554件	6,233件
新開地あんしんすこやかセンター	9,181件	4,483件	4,147件	5,354件	4,871件
しあわせの村あんしんすこやかセンター	9,527件	4,605件	3,815件	3,862件	5,002件
介護予防ケアプラン管理延数	11,089件	10,991件	11,214件	11,235件	11,350件
魚崎南部あんしんすこやかセンター	4,191件	4,050件	4,144件	4,262件	4,142件
新開地あんしんすこやかセンター	3,548件	3,452件	3,264件	3,247件	3,452件
しあわせの村あんしんすこやかセンター	3,350件	3,489件	3,806件	3,726件	3,756件

ウ 医療介護サポートセンター事業

在宅医療と介護の連携を支援するため、中央区、北区を除く7区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの研修等を実施した。（神戸市委託事業）

[過去5年実績 研修実施回数]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修実施回数	11回	11回	11回	11回	11回

(4) 認知症に関する支援事業

ア 認知症初期集中支援事業

「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域・環境で安全かつ安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「こうべオレンジチーム」）を配置し、関係機関との連携を図り、福祉・医療サービスに繋げるとともに、認知症神戸モデルの診断制度を説明し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施した。（神戸市委託事業）

[過去5年実績 新規対応件数等]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規対応件数	165件	170件	186件	191件	189件
自宅訪問件数	1,006件	1,020件	1,303件	1,227件	1,093件
自宅外訪問件数	1,121件	1,077件	1,069件	1,293件	1,091件

イ こうべオレンジダイヤル

市民が気軽に認知症について相談いただけるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として、「こうべオレンジダイヤル」の運営を行った。（神戸市委託事業）

[過去5年実績 相談受付件数]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談受付件数	799件	668件	690件	735件	864件

(5) 住宅改修助成事業等

在宅における高齢者等を支援するため、住宅改修助成事業及び介護保険の住宅改修工事実地調査を行った。（神戸市委託事業）

ア 住宅改修助成事業

要介護認定等を受けている高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成・貸付に関する業務を行った。

助成限度額 100万円（介護保険支給分と合わせて）

[過去5年実績 申込件数等]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申込件数	530件	468件	427件	498件	361件
完了件数	420件	418件	404件	401件	352件

*介護保険制度の住宅改修(助成限度額20万円)のみの利用者は含まれていない。

イ 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険の住宅改修工事のうち現地確認が必要である案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請・許可の内容に適合していることの確認を行った。

[過去5年実績 検査件数]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査件数	37件	24件	27件	26件	30件

【公益目的事業】

(1) 調査研究事業

医療、保健衛生等の分野における各種の在宅医療・介護等について、次のとおり調査研究を行った。

ア 在宅介護実態調査

在宅医療で多い疾患や医療行為、介護状況の経年変化のデータ収集し、医療サービスの充実を図ることを目的として、神戸市医師会に委託し、神戸市医師会員が主治医として診察している在宅長期寝たきり者等について、実態調査を行った。調査結果は、在宅医療や介護サービスの充実に繋げている。当財団においても、「より充実させるべき医療行為」と「現状で不足していると思われるサービス」に挙がっている訪問リハビリテーションについては体制強化を図っている。

調査対象 6か月以上寝たきり又はそれに準じる方（令和5年7月1日現在）

回答総数 1,716人

- ①寝たきりの原因となった主たる病名
 - ・ 廃用性症候群 22.8%
 - ・ 脳梗塞及び脳出血後遺症・脳血管障害 21.5%
- ②在宅で行っている医療行為
 - ・ リハビリなどの機能訓練 8.1%
 - ・ 皮膚病変の処置、管理 8.1%
- ③医学的見地から、より充実させるべき医療行為
 - ・ 訪問リハビリテーション 23.4%
 - ・ 入院のための病診連携 22.5%
- ④現状で不足していると思われるサービスの種類
 - ・ なし 35.2%
 - ・ 訪問リハビリテーション 15.3%
- ⑤人生の最終段階における受けたい医療のあり方についての相談
 - ・ 行っていない 54.5%
 - ・ 家族と相談 29.1%

イ 神戸リハビリテーション病院退院患者調査

神戸リハビリテーション病院から家庭復帰した退院患者のうち、居宅介護サービスを利用する方の担当のケアマネジャーに対し、在宅生活における状況等の調査を行った。調査結果は、入院中のリハビリテーションや退院支援、ケアの質の向上など入院生活の充実や、ケアプランへの反映など円滑な介護サービスの提供につながっている。

[回答総数 181件]

①入院前の主な疾患：整形疾患53.0%、脳血管疾患35.4%、廃用他11.6%

②退院後の急性増悪の有無：無85.6%、有12.7%、不明1.7%

有の内容：心不全、肺炎、骨折等

③機能低下の有無：無77.9%、有18.8%、不明3.3%

有の内容：認知機能、歩行、排泄等

病院退院先の推移

	退院患者数	家庭	病院	老人保健施設	老人福祉施設	その他
3年度	830人	609人	91人	57人	25人	48人
4年度	856人	650人	71人	53人	64人	18人
5年度	894人	661人	78人	64人	80人	11人

ウ 急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムの構築

神戸市と当財団が事務局として運営する地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)では、急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムを構築し、地域において切れ目のない多職種による疾病管理プログラムを提供し、新しいリハビリテーションモデルを通じた地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを進めている。多くの疾患の中で内部障害、特に「心不全パネミック」に対応すべく、心疾患を先行して令和5年3月から開始し、また同年8月から呼吸器疾患に対して一体化プログラムの運用を始めた。

[令和5年度実績]

・心疾患64名、呼吸器疾患20名、計84名の患者に実施

・内部障害リハビリに対応できる医療スタッフの育成のための研修を10回実施
(延べ1,850名参加)

(2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療・介護の向上のための人材育成(実習生等の受け入れ)、及び在宅高齢者等支援のための普及啓発事業(理学療法士等の地域への派遣)を行った。

2 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	合 計	実施事業等会計（公益目的事業）		
		調査研究事業	地域医療・介護向上 支援事業	小計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	164,500	-	-	-
事業収益	3,985,399,262	-	-	-
受取補助金等	33,019,039	-	-	-
受取負担金	553,620	-	-	-
受取寄付金等	10,000	-	-	-
雑収益	10,481,821	-	456,180	456,180
引当金取崩額	40,378	-	-	-
経常収益計	4,029,668,620	-	456,180	456,180
(2) 経常費用				
事業費	3,965,943,025	2,979,735	12,135,121	15,114,856
管理費	4,447,124	-	-	-
経常費用計	3,970,390,149	2,979,735	12,135,121	15,114,856
当期経常増減額	59,278,471	△ 2,979,735	△ 11,678,941	△ 14,658,676
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	4,364,999	-	-	-
経常外収益計	4,364,999	-	-	-
(2) 経常外費用				
固定資産売却損	-	-	-	-
除却損失	13	-	-	-
過年度修正損	-	-	-	-
経常外費用計	13	-	-	-
当期経常外増減額	4,364,986	-	-	-
他会計振替額	-	2,500,000	9,500,000	12,000,000
税引前当期一般正味財産増減額	63,643,457	△ 479,735	△ 2,178,941	△ 2,658,676
法人税等	17,177,400	-	-	-
当期一般正味財産増減額	46,466,057	△ 479,735	△ 2,178,941	△ 2,658,676
一般正味財産期首残高	2,284,604,469	△ 2,424,482	△ 8,959,468	△ 11,383,950
一般正味財産期末残高	2,331,070,526	△ 2,904,217	△ 11,138,409	△ 14,042,626
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	-	-	-	-
一般正味財産振替額	△ 3,773,699	-	-	-
当期指定正味財産増減額	△ 3,773,699	-	-	-
指定正味財産期首残高	142,367,292	-	-	-
指定正味財産期末残高	138,593,593	-	-	-
当期正味財産増減額	42,692,358	△ 479,735	△ 2,178,941	△ 2,658,676
正味財産期首残高	2,426,971,761	△ 2,424,482	△ 8,959,468	△ 11,383,950
III 正味財産期末残高	2,469,664,119	△ 2,904,217	△ 11,138,409	△ 14,042,626

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 12,278千円
(2) 委託料 309,601千円

(単位:円)

その他事業会計 (収益事業)						法人会計	内部取引消去
病院事業	老人保健施設事業	訪問看護等事業	在宅医療・介護 連携支援事業	住宅改修助成事業	小計		
-	-	-	-	-	-	164,500	
2,504,520,868	532,240,048	734,337,757	166,969,366	47,331,223	3,985,399,262	-	
8,825,705	22,453,835	1,439,499	-	-	32,719,039	300,000	
553,620	-	-	-	-	553,620	-	
-	10,000	-	-	-	10,000	-	
7,067,134	844,292	1,682,049	678	-	9,594,153	431,488	
24,236	13,081	3,061	-	-	40,378	-	
2,520,991,563	555,561,256	737,462,366	166,970,044	47,331,223	4,028,316,452	895,988	
2,415,958,855	549,397,658	771,683,761	166,458,173	47,329,722	3,950,828,169	-	
-	-	-	-	-	-	4,447,124	
2,415,958,855	549,397,658	771,683,761	166,458,173	47,329,722	3,950,828,169	4,447,124	
105,032,708	6,163,598	△ 34,221,395	511,871	1,501	77,488,283	△ 3,551,136	
4,344,999	-	20,000	-	-	4,364,999	-	
4,344,999	-	20,000	-	-	4,364,999	-	
-	-	-	-	-	-	-	
12	-	1	-	-	13	-	
-	-	-	-	-	-	-	
12	-	1	-	-	13	-	
4,344,987	-	19,999	-	-	4,364,986	-	
△ 6,000,000	-	-	-	-	△ 6,000,000	△ 6,000,000	
103,377,695	6,163,598	△ 34,201,396	511,871	1,501	75,853,269	△ 9,551,136	
16,724,536	452,864	-	-	-	17,177,400	-	
86,653,159	5,710,734	△ 34,201,396	511,871	1,501	58,675,869	△ 9,551,136	
1,490,294,195	△ 132,900,511	624,960,140	△ 430,275	32,755,350	2,014,678,899	281,309,520	
1,576,947,354	△ 127,189,777	590,758,744	81,596	32,756,851	2,073,354,768	271,758,384	
-	-	-	-	-	-	-	
△ 336,205	△ 3,210,995	△ 226,499	-	-	△ 3,773,699	-	
△ 336,205	△ 3,210,995	△ 226,499	-	-	△ 3,773,699	-	
2,244,306	36,424,313	3,698,673	-	-	42,367,292	100,000,000	
1,908,101	33,213,318	3,472,174	-	-	38,593,593	100,000,000	
86,316,954	2,499,739	△ 34,427,895	511,871	1,501	54,902,170	△ 9,551,136	
1,492,538,501	△ 96,476,198	628,658,813	△ 430,275	32,755,350	2,057,046,191	381,309,520	
1,578,855,455	△ 93,976,459	594,230,918	81,596	32,756,851	2,111,948,361	371,758,384	

3 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	実施事業等会計 (公益目的事業)	その他事業会計 (収益事業)	法人会計	内部取引消去
I 資産の部					
流動資産					
現金預金	1,860,183,842	675,708	1,683,598,426	175,909,708	
未収金	607,940,179	-	693,210,328	-	△ 85,270,149
貸倒引当金	△ 276,572	-	△ 276,572	-	
貯蔵品	11,567,467	-	11,567,467	-	
前払金	2,870,840	-	2,870,840	-	
内部会計貸付金	-	-	110,000,000	10,000,000	△ 120,000,000
流動資産合計	2,482,285,756	675,708	2,500,970,489	185,909,708	△ 205,270,149
固定資産					
基本財産	100,000,000	-	-	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	-	-	100,000,000	
特定資産					
建物	225,684,541	-	225,684,541	-	
建物付帯設備	47,630,075	-	47,630,075	-	
車両運搬具	-	-	-	-	
什器備品	3	-	3	-	
退職給付引当資産	290,518,300	-	290,518,300	-	
特定資産合計	563,832,919	-	563,832,919	-	
その他固定資産					
土地	3,540,096	-	3,540,096	-	
建物	56,402,458	-	56,402,458	-	
建物付帯設備	20,498,302	-	20,498,302	-	
構築物	1,430,433	-	1,430,433	-	
車両運搬具	5	-	5	-	
什器備品	98,782,750	2	98,782,747	1	
一括償却資産	6,102,499	-	6,024,032	78,467	
リース資産	40,498,002	-	40,498,002	-	
電話加入権	6,083,595	-	2,261,235	3,822,360	
保証金	8,126,860	-	8,126,860	-	
投資有価証券	190,017,360	-	190,017,360	-	
貸付金(他会計)	-	-	100,000,000	11,096,000	△ 111,096,000
貸付金	676,500	-	676,500	-	
長期前払費用	2,528,554	-	2,528,554	-	
ソフトウェア	7,855,761	-	6,939,011	916,750	
繰延資産勘定	126,512,092	-	126,512,092	-	
その他固定資産合計	569,055,267	2	664,237,687	15,913,578	△ 111,096,000
固定資産合計	1,232,888,186	2	1,228,070,606	115,913,578	△ 111,096,000
内部出資金勘定					
内部出資金勘定合計	-	-	-	70,000,000	△ 70,000,000
資産合計	3,715,173,942	675,710	3,729,041,095	371,823,286	△ 386,366,149

(単位:円)

科 目	合 計	実施事業等会計 (公益目的事業)	その他事業会計 (収益事業)	法人会計	内部取引消去
II 負債の部					
流動負債					
未払金	204,268,040	14,716,975	274,771,714	49,500	△ 85,270,149
一年以内返済予定長期借入金	25,170,000	-	25,170,000	-	
預り金	29,001,792	1,361	28,985,029	15,402	
賞与引当金	150,858,989	-	150,858,989	-	
内部会計借入金	-	-	120,000,000	-	△ 120,000,000
流動負債合計	409,298,821	14,718,336	599,785,732	64,902	△ 205,270,149
固定負債					
リース債務	40,498,002	-	40,498,002	-	
退職給付引当金	795,713,000	-	795,713,000	-	
他会計借入金	-	-	111,096,000	-	△ 111,096,000
固定負債合計	836,211,002	-	947,307,002	-	△ 111,096,000
元入金					
元入金合計	-	-	70,000,000	-	△ 70,000,000
負債合計	1,245,509,823	14,718,336	1,617,092,734	64,902	△ 386,366,149
III 正味財産の部					
指定正味財産					
国庫補助金等	34,239,750	-	34,239,750	-	
地方公共団体補助金	4,353,843	-	4,353,843	-	
寄付金	100,000,000	-	-	100,000,000	
指定正味財産合計	138,593,593	-	38,593,593	100,000,000	
(うち基本財産への充当額)	100,000,000	-	-	100,000,000	
(うち特定資産への充当額)	38,593,593	-	38,593,593	-	
一般正味財産合計	2,331,070,526	△ 14,042,626	2,073,354,768	271,758,384	
(うち基本財産への充当額)	-	-	-	-	
(うち特定資産への充当額)	234,721,026	-	234,721,026	-	
正味財産合計	2,469,664,119	△ 14,042,626	2,111,948,361	371,758,384	
負債及び正味財産合計	3,715,173,942	675,710	3,729,041,095	371,823,286	△ 386,366,149

4 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金（手元保管）	1,677,560	未払金	204,268,040
普通預金		病院、リハ神戸 他	
三井住友銀行（病院事業）	808,888,784	一年以内返済予定長期借入金	25,170,000
三井住友銀行（その他の事業）他	649,617,498	預り金	29,001,792
定期預金	400,000,000	所得税、住民税 他	
未収金	607,940,179	賞与引当金	150,858,989
未収金貸倒引当金	△ 276,572	流動負債合計	409,298,821
貯蔵品		固定負債	
医薬品在庫 他	11,567,467	リース債務	40,498,002
前払金等	2,870,840	電子カルテシステム 他	
流動資産合計	2,482,285,756	退職給付引当金	795,713,000
固定資産		固定負債合計	836,211,002
基本財産		負債合計	1,245,509,823
公債等	100,000,000	正味財産	2,469,664,119
特定資産			
建物	225,684,541		
リハ・神戸			
建物付帯設備	47,630,075		
什器備品	3		
退職給付引当資産	290,518,300		
その他固定資産			
建物	56,402,458		
職員寮 他			
建物付帯設備	20,498,302		
構築物	1,430,433		
車両運搬具	5		
什器備品	98,782,750		
一括償却資産	6,102,499		
土地	3,540,096		
職員寮			
リース資産	40,498,002		
電子カルテシステム 他			
電話加入権	6,083,595		
保証金	8,126,860		
投資有価証券	190,017,360		
神戸市平成28年度第3回公募公債			
貸付金	676,500		
長期前払費用	2,528,554		
ソフトウェア	7,855,761		
繰延資産勘定	126,512,092		
エレベーター棟 他			
固定資産合計	1,232,888,186		
資産合計	3,715,173,942		

5 事業別収入明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

事業別・性質別	収入合計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	456,180	-	-	-	456,180
調査研究事業	-	-	-	-	-
地域医療・介護向上支援事業	456,180	-	-	-	456,180
その他事業会計	4,032,681,451	3,660,784,703	324,614,559	32,719,039	14,563,150
病院事業	2,525,336,562	2,489,870,868	14,650,000	8,825,705	11,989,989
老人保健施設事業	555,561,256	532,240,048	-	22,453,835	867,373
訪問看護等事業	737,482,366	638,673,787	95,663,970	1,439,499	1,705,110
訪問看護事業	501,656,732	491,462,573	7,585,237	913,000	1,695,922
在宅介護支援事業	235,825,634	147,211,214	88,078,733	526,499	9,188
在宅医療・介護連携支援事業	166,970,044	-	166,969,366	-	678
住宅改修助成事業	47,331,223	-	47,331,223	-	-
法人会計	895,988	-	-	300,000	595,988
合 計	4,034,033,619	3,660,784,703	324,614,559	33,019,039	15,615,318

6 事業別支出明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

事業別・性質別	支出合計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	支払利息等
実施事業等会計	15,114,856	13,880,011	1,234,845	-	-
調査研究事業	2,979,735	2,171,256	808,479	-	-
地域医療・介護向上 支援事業	12,135,121	11,708,755	426,366	-	-
その他事業会計	3,950,828,182	2,980,707,761	870,364,901	98,878,753	876,767
病院事業	2,415,958,867	1,746,675,485	599,860,389	69,339,776	83,217
老人保健施設事業	549,397,658	372,610,180	153,369,709	22,633,160	784,609
訪問看護等事業	771,683,762	676,821,060	88,901,050	5,952,711	8,941
訪問看護事業	497,223,173	431,628,457	63,379,740	2,214,975	1
在宅介護支援事業	274,460,589	245,192,603	25,521,310	3,737,736	8,940
在宅医療・介護連携 支援事業	166,458,173	155,382,862	10,537,500	537,811	-
住宅改修助成事業	47,329,722	29,218,174	17,696,253	415,295	-
法人会計	4,447,124	199,998	3,363,889	883,237	-
合 計	3,970,390,162	2,994,787,770	874,963,635	99,761,990	876,767

7. 財務状況（令和3年度～令和5年度）

（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	R4→R5増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	64,220	▲ 49,590	59,278	108,868
		経常収益	4,221,114	3,952,255	4,029,668	77,413
		うち公益	1,583	2,721	456	▲ 2,265
		うち公益以外	4,219,531	3,949,534	4,029,212	79,678
		経常費用	4,156,894	4,001,845	3,970,390	▲ 31,455
		うち事業費（公益）	11,893	12,653	15,115	2,462
		うち事業費（公益以外）	4,140,220	3,982,240	3,950,828	▲ 31,412
		うち管理費（公益）	4,781	6,952	4,447	▲ 2,505
		うち管理費（公益以外）	0	0	0	0
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	▲ 325	4,365	4,690	
	経常外収益	0	165	4,365	4,200	
	経常外費用	0	490	0	▲ 490	
	法人税、住民税及び事業税	27,642	1,380	17,177	15,797	
	当期一般正味財産増減額	36,578	▲ 51,295	46,466	97,761	
	一般正味財産期首残高	2,299,321	2,335,899	2,284,604	▲ 51,295	
	一般正味財産期末残高	2,335,899	2,284,604	2,331,070	46,466	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 4,351	▲ 3,909	▲ 3,774	135
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	4,351	3,909	3,774	▲ 135
うち一般正味財産への振替額		4,351	3,909	3,774	▲ 135	
指定正味財産期首残高		150,627	146,276	142,367	▲ 3,909	
指定正味財産期末残高		146,276	142,367	138,593	▲ 3,774	
正味財産期首残高	2,449,948	2,482,175	2,426,971	▲ 55,204		
当期正味財産増減	32,227	▲ 55,204	42,692	97,896		
正味財産期末残高	2,482,175	2,426,971	2,469,663	42,692		
貸借対照表（B/S）	資産合計	3,797,609	3,689,052	3,715,174	26,122	
	流動資産	2,738,468	2,623,217	2,482,286	▲ 140,931	
	固定資産	1,059,141	1,065,835	1,232,888	167,053	
	うち建物	305,559	290,330	282,087		
	負債合計	1,315,432	1,262,080	1,245,510	▲ 16,570	
	流動負債	409,988	384,658	409,299	24,641	
	うち短期借入金	0	33,560	25,170	▲ 8,390	
	固定負債	905,444	877,422	836,211	▲ 41,211	
	うち長期借入金	92,290	25,170	0	▲ 25,170	
	正味財産合計	2,482,175	2,426,971	2,469,663	42,692	
指定正味財産	146,276	142,367	138,593	▲ 3,774		
一般正味財産	2,335,899	2,284,604	2,331,070	46,466		

V 令和6年度事業計画

1 事業計画

令和6年度においては、加齢とともに患者数が増加する傾向にある心不全や呼吸器疾患などの内部障害に対するリハビリテーションに積極的に取り組むとともに、神戸市とともに、地域の医療・福祉関係者とも連携し、地域全体の取り組み（キュア神戸）へと広げていくことで市民の健康寿命の延伸に繋げていくことを目標とする。

また、令和6年度は、「地域包括ケアの推進」に向けた取り組みを確実に進めていくために、財団内の事業連携・情報共有に努めるとともに、職員の持続的な資質・モチベーション向上に資する人事評価制度を導入し、風通しの良い職場づくりに取り組む。

【収益事業】

(1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者の家庭・社会復帰を目的として、リハビリテーションを主とした医療・看護サービス等を提供する神戸リハビリテーション病院を引き続き運営する。

引き続き、急性期病院との連携による重症患者の受入れ、在宅復帰率の向上、リハビリテーションの充実に努める。

■内部障害リハビリテーションの推進

・引き続き心疾患や呼吸器疾患等の内部障害患者の受け入れに取り組むとともに、新たに外来において心臓リハビリテーション等を開始し、リハビリテーション医療の拡大と充実に努める。

入院患者予定数	1日	162.0人	年間	59,130人
外来患者予定数	1日	13.0人	年間	3,150人

(2) 介護老人保健施設リハ・神戸の管理運営

症状が安定期にあり、特に治療を必要としない方を対象に、看護・介護・リハビリテーションを中心にサービスを提供し、家庭復帰と在宅生活の支援を目指す施設として、介護老人保健施設リハ・神戸を運営する。

利用者予定数				
入所者	1日	83.0人	年間	30,295人
通所者	1日	23.0人	年間	7,061人

(3) 在宅支援事業

ア 訪問看護事業

住み慣れた地域で療養の推進と介護者の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションを引き続き運営し、訪問看護・リハビリテーションを実施する。

■医療的ケア児への訪問看護

・引き続き医療的ケア児の訪問看護に積極的に取り組み、同じ医療的ケア児を看護す

る他の訪問看護ステーションに同行し、技術指導を実施する。

- ・地域で小児訪問看護を担当できる人材や若い世代の看護師を確保するため病棟勤務経験のない看護師の育成を実施する。

訪問予定回数	57,600回／年	
(内訳) ①	東灘しあわせ訪問看護ステーション	13,600回
②	しあわせ訪問看護ステーション	15,700回
③	兵庫しあわせ訪問看護ステーション	11,500回
④	西部しあわせ訪問看護ステーション	16,800回

イ 在宅介護支援事業

(7) 居宅介護支援事業（えがおの窓口）

介護保険制度における要介護認定の申請代行やサービス利用計画の作成相談窓口として、居宅介護支援事業を実施する。介護報酬制度に沿ったケアプラン管理等に努め、サービスの質と収益の向上を図る。

ケアプラン管理予定数（介護予防プランを含む）	7,500件／年	
(内訳) ①	東灘ケアプランセンター	1,750件
②	兵庫しあわせケアプランセンター	1,700件
③	しあわせの村在宅支援センター	2,600件
④	西部しあわせ訪問看護ステーション	1,450件

(4) 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センターを引き続き運営する。

引き続き、「つながりを切らない情報発信や活動」・「孤立を防ぐ地域づくり」に力を入れる。また、介護予防対策として法人内のリハビリ専門職と連携し、フレイル予防や健康体操等に取り組み、地域のなかで多職種が協働できるセンターを目指す。

（神戸市委託事業）

介護予防ケアプラン管理予定数	11,500件／年	
(内訳) ①	魚崎南部あんしんすこやかセンター	4,250件
②	新開地あんしんすこやかセンター	3,450件
③	しあわせの村あんしんすこやかセンター	3,800件

事業内容

- ① 総合相談支援業務
- ② 介護予防に関するケアマネジメント業務
- ③ 権利擁護支援業務
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

ウ 医療介護サポートセンター

在宅医療と介護の連携を支援するため、中央区、北区を除く7区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの研修等を行う。（神戸市委託事業）

(4) 認知症に関する支援事業

ア 認知症初期集中支援事業

「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域・環境で安全かつ安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「こうべオレンジチーム」）を配置し、関係機関との連携を図り、福祉・医療サービスに繋げるとともに、認知症神戸モデルの診断制度を説明し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

その他、市民が認知症について気軽に相談できるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として「こうべオレンジダイヤル」の運営を引き続き行う。（神戸市委託事業）

(5) 住宅改修助成事業等

高齢者等の在宅生活を支援するため、住宅改修助成事業と介護保険の住宅改修工事実地調査を行う。（神戸市委託事業）

ア 住宅改修助成事業

高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成に関する業務を行う。また、神戸市とも連携しながら、様式の標準化や統一的な査定基準の設定等に向けて取り組みを行う。

・助成対象者

次のいずれかを満たし、住宅改修が必要であると認められた者（所得制限あり）

①要支援・要介護認定を受けた者

②身体障害者手帳の交付を受けた者

・助成限度額 100万円（介護保険支給分と合わせて）

・完了予定数 400件

イ 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険による住宅改修工事のうち、各区で抽出された現地確認が必要な案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請・許可の内容に適合していることの確認を行う。

【公益目的事業】

(1) 調査研究事業

在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とした在宅医療・介護に関する調査研

究及び情報提供を行う。また、引き続き、神戸市と当財団が事務局として運営する地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)を通して、リハビリテーションを中心とした地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを行う。

(2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療・介護の向上のための人材育成（実習生の受け入れ）、及び在宅高齢者等の支援のための普及啓発事業（理学療法士等の地域への派遣）を行う。

2 経営改善の取組み状況

(1) これまでの取組み状況

ア 病院事業

当院は県下でも最大級の180床を有するリハビリテーション専門病院として、脳血管・運動器疾患を中心にリハビリテーション医療を提供してきた。診療報酬では、引き続き「回復期リハビリテーション病棟入院料1」を全病棟で算定するなど収益確保に努めるとともに、多職種による質の高いチーム医療を実践してきた。

また、これまで新型コロナウイルス感染症の対応では、新規入院の受け入れや病棟全体でリハビリテーションを中止した影響で収益が減少し、経営が悪化したことから、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延時でも病棟内のゾーニングを徹底し、PPE着脱を確実に行うなど、感染拡大の防止を図りながら新規入院の受け入れやリハビリテーションを継続する取組みに変更し、安定したリハビリテーション医療の提供と収益の確保に努めた。

イ 老人保健施設事業

老人保健施設本来の役割である在宅復帰、在宅療養支援を基本として、引き続き在宅復帰率の向上とリハビリテーションの充実に取り組むとともに、介護報酬では、最上位の「超強化型」区分を積極的に算定し、収益の増加に努めた。

ウ 訪問看護事業

在宅医療を支える訪問看護事業を市内4カ所のステーションで実施し、地域から求められている良質なサービスの提供に努めてきた。業務改善では、これまでのICT化を進めるとともに、従来大半を占めていた、高齢者へのケアとは異なる分野への取組み（例えば、小児在宅医療ネットワーク）を進め、外部の組織、機関との連携を深めた。

エ 在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、神戸市から委託を受けて市内3カ所で運営し、感染対策にも留意した上で、サテライト会場の設置など工夫しながら、気軽に相談できるよう努めた。

居宅介護支援事業については、市内4カ所で運営し、地域の様々な組織、機関とも連携しながら、需要への対応、諸課題の解決を促進することで、より信頼される事業活動となるよう努めた。

(2) 令和6年度の取組み

ア 病院事業

高齢で複数疾患を有する患者が多い当院では、引き続き新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、安心・安全なリハビリテーション医療を提供するとともに、患者や急性期病院から選ばれる病院を目指す。

令和6年度診療報酬改定の対応では、回復期リハビリテーション病棟の加算廃止に伴う入院収益の減少に対して、さらなる患者数の増加を図り収益を確保するため、急性期病院への訪問を行い、顔の見える関係を築くことで、新たな患者紹介につながるよう取り組んでいる。

また、高齢化により増加する心疾患については、新たに外来でのリハビリテーションに取り組み始めたところである。

イ 老人保健施設事業

施設利用満足度の向上と健全な施設運営（経営基盤の強化）に努め、より多くの方にご利用いただくため、「地域から頼られる施設」を目指すとともに、地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設の役割を踏まえ、利用者の方が地域でその人らしく生活ができるよう、在宅復帰・在宅療養を支援する。

健全な施設運営への取り組みとして、介護報酬の最上位の「超強化型」区分を継続し、収入の確保に努めるとともに、介護業務のICT化等を行い、安全かつサービスの向上を図る。自然災害や感染症に備えた事業継続計画（BCP）の見直しを継続して行い、非常時においても利用者・職員にとって、安心・安全なサービス提供に努める。

ウ 訪問看護事業

医療技術の進歩や利用者ニーズの多様化を踏まえ、職員の技術はもとより、各訪問看護ステーションの体制としても柔軟に対応できるよう努めていく。具体的には、リモートも活用しながら各種研修を実施する。また、地域の医療機関との連携を密にし、ネットワーク化を図るなど、外部資源も取り込んだ運営に取り組んでいく。

エ 在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、従来から目指してきた「住み慣れた地域で安心して生活できる」といった方針を念頭に、総合的、包括的な窓口機能の維持、向上に努めていく。

居宅介護支援事業については、タブレットやスマートフォンの活用などICT化を進め、業務の質的向上、効率化を進めていく。

3 予定正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科目	合計	実施事業等会計 (公益目的事業)	その他事業会計 (収益事業)	法人会計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	160	-	-	160
事業収益	4,172,022	-	4,172,022	-
受取補助金等	4,586	-	4,286	300
受取負担金	1,724	-	1,724	-
受取寄付金等	10	-	10	-
雑収益	6,749	2,000	4,749	-
経常収益計	4,185,251	2,000	4,182,791	460
(2) 経常費用				
事業費	4,157,303	15,000	4,142,303	-
管理費	6,300	-	-	6,300
経常費用計	4,163,603	15,000	4,142,303	6,300
当期経常増減額	21,648	△ 13,000	40,488	△ 5,840
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	-	-	-	-
(2) 経常外費用				
経常外費用計	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-
他会計振替額	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	21,648	△ 13,000	40,488	△ 5,840
法人税等	6,918	-	6,918	-
当期一般正味財産増減額	14,730	△ 13,000	33,570	△ 5,840
一般正味財産期首残高	2,331,070	△ 14,043	2,073,355	271,758
一般正味財産期末残高	2,345,800	△ 27,043	2,106,925	265,918
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	-	-	-	-
一般正味財産振替額	△ 3,905	-	△ 3,905	-
当期指定正味財産増減額	△ 3,905	-	△ 3,905	-
指定正味財産期首残高	138,594	-	38,594	100,000
指定正味財産期末残高	134,689	-	34,689	100,000
当期正味財産増減額	10,825	△ 13,000	29,665	△ 5,840
正味財産期首残高	2,469,664	△ 14,043	2,111,949	371,758
III 正味財産期末残高	2,480,489	△ 27,043	2,141,614	365,918

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 3,726千円

(2) 委託料 341,362千円

4 予定貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1,879,042	未払金	249,269
未収金	634,190	預り金	24,806
貯蔵品	12,367	賞与引当金	161,884
前払金	2,237	流動負債合計	435,959
流動資産合計	2,527,836	固定負債	
固定資産		リース債務	19,498
基本財産	100,000	退職給付引当金	851,026
基本財産合計	100,000	他会計借入金	
特定資産		固定負債合計	870,524
建物	213,316	負債合計	1,306,483
建物付帯設備	39,229	III 正味財産の部	
退職給付引当資産	353,785	指定正味財産	
特定資産合計	606,330	国庫補助金等	30,742
その他固定資産		地方公共団体補助金	3,947
建物	52,541	寄付金(基本財産含む)	100,000
建物付帯設備	17,989	指定正味財産合計	134,689
構築物	1,130	(うち基本財産への充当額)	100,000
什器備品	120,434	(うち特定資産への充当額)	34,689
一括償却資産	1,967	一般正味財産合計	2,345,800
リース資産	19,498	(うち基本財産への充当額)	-
電話加入権	6,084	(うち特定資産への充当額)	217,856
保証金	8,127	正味財産合計	2,480,489
投資有価証券	190,466		
貸付金	677		
長期前払費用	1,329		
ソフトウェア	26,212		
繰延資産勘定	106,352		
その他固定資産合計	552,806		
固定資産合計	1,259,136		
資産合計	3,786,972	負債及び正味財産合計	3,786,972

5 事業別予定収入明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

事業別・性質別	収入合計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	2,000	-	-	-	2,000
調査研究事業	-	-	-	-	-
地域医療・介護向上 支援事業	2,000	-	-	-	2,000
その他事業会計	4,182,791	3,830,660	341,362	4,286	6,483
病院事業	2,579,664	2,560,063	14,304	330	4,967
老人保健施設事業	572,439	567,917	-	3,726	796
訪問看護等事業	796,930	702,680	93,300	230	720
在宅医療・介護連携 支援事業	184,574	-	184,574	-	-
住宅改修助成事業	49,184	-	49,184	-	-
法人会計	460	-	-	300	160
合 計	4,185,251	3,830,660	341,362	4,586	8,643

6 事業別予定支出明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

事業別・性質別	支出合計	内 訳			
		人 件 費	物 件 費	減価償却費	そ の 他
実施事業等会計	15,000	11,150	3,150	700	-
調査研究事業費	4,480	2,180	1,600	700	-
地域医療・介護向上 支援事業	10,520	8,970	1,550	-	-
その他事業会計	4,142,303	3,125,077	898,932	117,225	1,069
病院事業	2,549,587	1,862,692	605,809	80,954	132
老人保健施設事業	563,258	377,004	156,456	28,871	927
訪問看護等事業	795,600	693,300	96,190	6,100	10
在宅医療・介護連携 支援事業	184,574	162,974	20,700	900	-
住宅改修助成事業	49,284	29,107	19,777	400	-
法人会計	6,300	250	5,350	700	-
合 計	4,163,603	3,136,477	907,432	118,625	1,069

Ⅵ 令和5年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
神戸リハビリテーション病院の管理運営			
延入院患者数	59,292 人	56,438 人	病床数 180床
1日平均入院患者数	162.0 人	154.2 人	
延外来患者数	2,145 人	2,449 人	
1日平均外来患者数	11.0 人	12.5 人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営			
延入所者数	30,744 人	29,288 人	入所定員90人
1日平均入所者数	84.0 人	80.0 人	
延通所者数	7,368 人	6,870 人	通所定員30人
1日平均通所者数	24.0 人	22.4 人	
訪問看護事業			
延訪問回数	59,400 回	54,426 回	
内) リハビリテーション延訪問回数	13,730 回	14,798 回	
在宅介護支援事業			
居宅介護支援事業(えがおの窓口)			
ケアプラン管理延数	6,480 件	6,540 件	
地域包括支援センター (あんしんすこやかセンター)			
介護予防ケアプラン管理延数	11,300 件	11,350 件	
住宅改修助成事業			
完了件数	420 件	352 件	

Ⅶ 主要事業の推移 (令和3年度～令和5年度)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
神戸リハビリテーション病院の管理運営				
延入院患者数	56,879人	55,243人	56,438人	病床数180床
1日平均入院患者数	155.8人	151.4人	154.2人	
延外来患者数	2,632人	2,664人	2,449人	
1日平均外来患者数	11.5人	13.8人	12.5人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営				
延入所者数	27,868人	29,655人	29,288人	入所定員90人
1日平均入所者数	76.4人	81.2人	80.0人	
延通所者数	6,226人	6,544人	6,870人	通所定員30人
1日平均通所者数	20.3人	21.5人	22.4人	
訪問看護事業				
訪問回数	58,103回	54,757回	54,426回	
内 リハビリテーション延訪問回数	12,762回	12,999回	14,798回	
在宅介護支援事業				
居宅介護支援事業(えがおの窓口)				
ケアプラン管理延数	8,114件	6,598件	6,540件	
地域包括支援センター (あんしんすこやかセンター)				
相談延件数	12,665件	14,770件	16,106件	
介護予防ケアプラン管理延数	11,214件	11,235件	11,350件	
認知症初期集中支援事業				
新規対応件数	186件	191件	189件	
自宅訪問件数	1,303件	1,227件	1,093件	
自宅外訪問件数	1,069件	1,293件	1,091件	
こうべオレンジダイヤル 相談受付件数	690件	735件	864件	
住宅改修助成事業				
完了件数	404件	401件	352件	

参 考 資 料

1 施設概要

令和6年7月1日現在

神戸リハビリテーション病院	
所在地	北区しあわせの村1番18号
施設規模	鉄筋コンクリート造4階建 延床面積 12,731㎡
施設内容	病床数 180床 〔内訳〕 一般病床 (4人室) 36室 (個室) 22室 (特別個室) 2室 ICU (4人室) 3室
診療科目	内科、循環器内科、脳神経内科、内分泌内科、外科、脳神経外科、 整形外科、リハビリテーション科、放射線科、歯科
開設日	昭和63年6月1日
介護老人保健施設 リハ・神戸	
所在地	北区しあわせの村1番19号 (神戸リハビリテーション病院南隣)
施設規模	鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 約4,840㎡のうち、4,083㎡
施設内容	入所定員 90人 (一般入所及びショートステイ) 療養室 (4人室) 20室 (個室) 10室 通所定員 30人
開設日	平成12年4月19日

2 事業所概要

(1) 訪問看護ステーション

東灘しあわせ訪問看護ステーションくるる	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成11年1月1日
しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	中央区吾妻通5丁目2-20 (賀川記念館1階)
事業開始日	平成7年1月1日
兵庫しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号 (神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	垂水区星陵台4丁目4番37号 (神戸市垂水区医師会館内)
事業開始日	平成12年1月4日

(2) 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）

魚崎南部あんしんすこやかセンター	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成18年4月1日
新開地あんしんすこやかセンター	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号(神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日
しあわせの村あんしんすこやかセンター	
所在地	北区しあわせの村1番19号 (介護老人保健施設 リハ・神戸 内)
事業開始日	平成18年4月1日

(3) 居宅介護支援事業所（えがおの窓口）

東灘ケアプランセンター（ほくら・くるる）	
所在地	東灘区魚崎中町4丁目3番18号 (魚崎中町デイサービスセンター2階)
事業開始日	平成12年4月1日
兵庫しあわせケアプランセンター	
所在地	兵庫区大開通1丁目1番1号(神鉄ビル10階)
事業開始日	平成22年10月1日
しあわせの村在宅支援センター	
所在地	北区しあわせの村1番19号 (介護老人保健施設 リハ・神戸 内)
事業開始日	平成12年4月1日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所在地	垂水区星陵台4丁目4番37号(垂水区医師会館内)
事業開始日	平成12年6月1日

(4) 認知症初期集中支援事業所

認知症初期集中支援事業 認知症総合電話相談窓口（こうべオレンジダイヤル）	
所在地	兵庫区駅南通5丁目1番2（健康ライフプラザ5階）
事業開始日	平成29年8月1日（認知症初期集中支援事業）
	平成31年4月1日（認知症総合電話相談窓口）

